

西東京市墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（素案骨子）

趣旨

西東京市内における「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23 年法律第48 号）」第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）に係る経営の許可等については、東京都の「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」（昭和59 年東京都条例第125 号）に基づき、現在東京都が許可等の事務を行っています。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）」が平成23年8月に成立し、墓地等の経営の許可等の権限が市へ移譲されることになりました。

このため、西東京市では墓地等の経営の許可等に関する条例を制定します。

条例素案の骨子

1 趣旨

この条例は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定による経営の許可等に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の構造設備及び管理の基準並びに事前手続その他必要な事項を定めるものとする。

2 墓地等の経営主体

- (1) 地方公共団体
- (2) 西東京市内または西東京市に隣接する区市内に事務所を有する宗教法人
- (3) 墓地等の経営を行うことを目的とする公益社団法人または公益財団法人

3 墓地等の経営の許可等

- (1) 墓地等を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- (2) 墓地の区域、墳墓を設ける区域もしくは納骨堂もしくは火葬場の施設を変更し、または墓地等を廃止しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

4 墓地の設置場所

- (1) 墓地を経営しようとする者が所有する土地であること。
- (2) 住宅、学校、病院、事務所、店舗等及びこれらの敷地からおおむね100メートル以上離れていること。ただし、焼骨を埋蔵する墓地で、市長が公衆衛生等の面で支障がないと認めるものについては、適用しない。

5 墓地の構造設備基準

- (1) 境界には、壁や垣根等を設けて外部と区画すること。
- (2) 幅員が1メートル以上での堅固な材料で築造された通路を設けること。
- (3) 雨水浸透施設を整備すること。
- (4) ごみ集積設備、給水設備、便所、管理事務所及び駐車場を設けること。
- (5) 緑地を設けること。

6 納骨堂の設置場所

- (1) 納骨堂を営業しようとする者が所有する土地であること。
- (2) 寺院、教会等の礼拝の施設または火葬場の敷地内であること。

7 納骨堂の構造設備基準

主要な部分は耐火構造にし、床面は堅固な材料で築造すること。

8 火葬場の設置場所

住宅地からおおむね250メートル以上離れていること。

9 火葬場の構造設備基準

- (1) 境界には、壁や垣根を設けること。
- (2) 火葬炉は、5基以上設けること。
- (3) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (4) 管理事務所、待合室及び便所を設けること。

10 管理者の講ずべき措置

- (1) 安全措置を講ずること。
- (2) 施設が老朽化または破損したときは、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓地等を常に清潔に保つこと。

11 土葬禁止

市内での土葬を原則禁止とする。

12 無縁の焼骨等の保管等

墓地または納骨堂の管理者は、無縁の焼骨を発掘し、または収容したときは、1体ごとに陶器等の容器に納め、その容器に必要な事項を記載しなければならない。

13 標識の設置等

墓地建設予定地の近隣住民等に対し計画についての周知を図るため、標識を設置しなければならない。

14 説明会の開催等

墓地建設予定地の近隣住民等に対し計画についての説明会を実施しなければならない。

15 事前協議の指導

市長は、墓地等建設に当たって、近隣住民から意見の申し出があった場合には、墓地等建設予定者に対して、隣接住民との協議を行うよう指導することができる。

16 公表

市長は、正当な理由なく指導に従わないときは公表することができる。